

津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例の  
一部を改正する条例

第1条 津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津山圏域衛生処理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例第2条第10項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。